

富山県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領

第1 趣旨

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11年法律第110号。以下「法」という。）第4条の規定による持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の認定については、法、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則」（平成11年農林水産省令第69号）、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の施行について」（平成11年10月25日付け11農産第6789号農林水産省農産園芸局長通達）、及びこの要領によるものとする。

第2 導入計画の認定申請者

導入計画を申請できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす、県内の農地を耕作する者とする。

- (1) 一般的な技術と比べ、技術水準の高いモデル性を有する農業生産方式を実施するのにふさわしい技術力を有する者。
- (2) 個々の経営における作物の種類、栽培するほ場、導入する技術等の要素の選定に際し、決定権と判断力を有する農業経営の主体である者。

第3 導入計画の申請及び認定

- 1 導入計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙様式第1号による導入計画認定申請書を持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農地を担当区域とする地域農林振興センター（複数の農林振興センターに係るときは、住所地を担当区域とする農林振興センター又は持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農地面積の大きい方の農林振興センターとする。）所長へ提出するものとする。

ただし、栽培品目及び生産方式が同一な生産団体（協業型集落営農組織等）の場合は、団体届（様式第7号）を添えることによって、認定申請に係る各事務手続き等について当該団体の代表者を通じて行うことができるものとする。

- 2 当該農林振興センター所長は、必要に応じて現地調査等を実施し、別紙様式第2号による意見書を導入計画認定申請書に添付して、知事に提出するものとする。
- 3 導入計画申請書の受付は、随時行う。
- 4 知事は申請のあった導入計画について、添えられた当該農林振興センター所長の意見を斟酌し、第4の導入計画の認定基準に適合すると認めるときは、導入計画を認定し、申請者に別紙様式第3号による認定証を交付し、その旨を当該農林振興センター、申請者の住所地の市町村、農業協同組合へ通知するものとする。

第4 導入計画の認定基準

導入計画の認定基準は、次に掲げるものとし、すべてを満たすことを必要とする。

- (1) 導入計画が導入指針に照らし適切なものであること。
- (2) 導入しようとする農業生産方式に係わる農作物の作付面積が、導入計画を作成した農業者に係る当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積のおおむね5割以上を占めること。
- (3) 導入計画の達成される見込みが確実であること。
- (4) 法第4条第2項第2号及び第3号に掲げる事項が同項第1号の目標を達成するため適切なものであること。

第5 導入計画の変更

- 1 導入計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）が、当該認定に係わる導入計画を変更しようとするときは、別紙様式第1号を知事に提出し、その認定を受けなければならない。
- 2 認定導入計画の変更の認定に係る手続きは、第3に準じる。
- 3 認定導入計画の変更の認定基準は、第4に準用する。

第6 導入計画の再認定

- 1 導入計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）が、当該認定に係わる導入計画が終了し、再度認定を受けようとするときは、別紙様式第1号を知事に提出し、その認定を受けなければならない。
なお、認定農業者が再認定を希望する場合は、認定期間終了の6ヶ月前より申請できるものとする。
- 2 認定導入計画の再認定に係る手続きは、第3に準じる。
- 3 認定導入計画の再認定基準は、第4に準用する。

第7 実施状況の報告

- 1 知事は、認定農業者の認定導入計画の実施状況を把握するために、必要に応じて実施状況報告の提出を求めることができる。
- 2 実施状況報告の提出を求められた認定農業者は別紙様式第4号による実施状況報告書を、当該農林振興センターを経由し、知事に提出するものとする。

第8 認定期間中に認定を取りやめる場合

- 1 認定農業者が認定期間中に自己理由により計画を取りやめる場合、別紙様式第5号を知事に提出する。

第9 認定の取り消し

- 1 知事は、認定農業者が認定導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認められる場合には、別紙様式第6号により、その認定を取り消すことがで

きる。

- 2 認定の取り消しに当たっては、認定農業者に対して、認定導入計画を達成するよう積極的に必要な助言・指導に努めるとともに、達成が困難と思われる場合においては、必要に応じて導入計画の変更について指導を行うなど、個々の事情を踏まえて対応する。

第 10 認定農業者に対する支援

- 1 当該農林振興センターは、申請者の導入計画の作成及び認定農業者の認定導入計画の達成を促進するに当たり、指導、助言に努めるものとする。また市町村、農協においても、当該農林振興センターとの連携を図り、認定農業者への助言等に努めるものとする。
- 2 「エコファーマーマーク（商標登録第 4782968 号）（以下、「マーク」という。）」の使用を希望する者については、別紙様式第 1 号にマーク使用の希望について記載をするとともに、別紙様式第 8 号を添付することで、「富山県エコファーマーマーク使用規程（平成 23 年 8 月 8 日付け農第 353 号）（以下、「使用規程」という。）」の「富山県エコファーマーマーク使用届出書」の提出に代えることができるものとする。

また、使用規程第 6 条において、マークの使用の届出をした認定農業者が認定導入計画終了後に提出するマークの使用状況報告についても、別紙様式第 8 号を添付することにより代えることができるものとする。

(別紙様式第 1 号)

新規	
変更	
再認定	

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定申請書

平成 年 月 日

富山県知事 殿

住 所
(法人・団体にあつては事務所の所在地)

氏 名 印
(法人・団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

生年月日
(法人・団体にあつてはその設立年月日)

認定番号 第 号 (既認定者の場合)

農業経営基盤強化促進法に基づく認定 有・無

所属団体名
(協業組織や出荷団体の場合)

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）に基づき、導入計画の認定を申請します。

【マーク使用を希望する方は以下に同意の上、欄にチェックを入れてください。】

エコファーマーマークの使用を希望するので、別紙様式第 8 号を添付します。
また、富山県エコファーマーマーク使用規程を遵守するとともに、使用内容等の情報を富山県のホームページに掲載することについて、同意します。



(注)

- 1 団体申請をする場合は別紙様式第 7 号を添付すること
- 2 マークの使用を希望する場合は別紙様式第 8 号を添付すること

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画

（目標：平成 年度）

1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標

(1) 農業経営の概況

	水田	普通畑	樹園地	その他	合計
経営面積	a	a	a	a	a
労働力	農業従事者 男 人（うち専従者 人） 女 人（うち専従者 人）				

注 「経営面積」には、借入地面積及び受託地面積を含む。

(2) 作物別生産方式導入計画

		1年目	2年目	3年目	4年目	目標年 (年)
生産 方式 導入 作物		a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a
小計		a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a
その他 作物		a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a
合計		a	a	a	a	a

(注)

- 1 目標年は、原則として5年後とすること。
- 2 「生産方式導入作物」の上段には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の合計を記入すること。
- 3 「その他作物」には、持続性の高い農業生産方式を導入しない農作物の作付面積の合計を記入すること。

(3) 生産方式の内容

作物名	収量	現行の生産方式と導入する生産方式の内容	資材の使用の量・回数
	現状	有機質資材施用技術 ・資材名(C/N比)： ・施用時期： ・施用方法：	t/10a kgN/10a (t/10a) (kgN/10a)
	kg/10a	化学肥料低減技術 ・技術内容： ・肥料名・施用量：	kgN/10a (kgN/10a)
	目標	化学農薬低減技術 ・技術内容： ・資材名：	回 (回)
	kg/10a		
	現状	有機質資材施用技術 ・資材名(C/N比)： ・施用時期： ・施用方法：	t/10a kgN/10a (t/10a) (kgN/10a)
	kg/10a	化学肥料低減技術 ・技術内容： ・肥料名・施用量：	kgN/10a (kgN/10a)
	目標	化学農薬低減技術 ・技術内容： ・資材名：	回 (回)
	kg/10a		
	現状	有機質資材施用技術 ・資材名(C/N比)： ・施用時期： ・施用方法：	t/10a kgN/10a t/10a kgN/10a
	kg/10a	化学肥料低減技術 ・技術内容： ・肥料名・施用量：	kgN/10a (kgN/10a)
	目標	化学農薬低減技術 ・技術内容： ・資材名：	回 (回)
	kg/10a		

(注)

- 「収量」については、「現状」に過去5年間における収量の平均を記入し、「目標」に生産方式の導入による収量の目標を記入すること。
- 「有機質資材施用技術」、「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」は、それぞれ、法第2条第1号、第2号及び第3号に規定する技術をいう。
- 「資材の使用の量・回数」には、以下について記入すること。なお、括弧内には現行の生産方式における使用の量及び回数を記入すること。
 - 有機質資材施用技術においては、1作当たりの施用量及び窒素投入量
 - 化学肥料低減技術においては、1作当たりの化学肥料由来の窒素総投入量
 - 化学農薬低減技術においては、1作当たりの農薬の使用回数の合計

(4) 農業所得の目標

	現 状	目 標
生産方式導入作物	千円	千円
その他作物		
合 計		

注 「農業所得」は、販売額から当該生産に要した経費を差し引いた額を記入すること。

2 1の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項

(1) 堆肥利用計画

	堆肥等有機質資材の種類	自給	購入	備考
現状		t	t	
目標				

(注)

- 「堆肥等有機質資材の種類」には、有機質資材の一般的な名称（例：牛ふんおがくず堆肥）を記入すること。
- 「備考」には、有機質資材の入手先、主な原料等を記入すること。

(2) 機械・施設整備計画

現 状		計 画		
種類・能力	台数	種類・能力	台数	実施時期

注 「種類・能力」には、機械・施設の一般的な名称（例：トラクター）及びその能力の程度（馬力、植付け条数等）を記入すること。

(3) 資金調達計画

資金使途	資金種類	金額	償還条件等	実施時期	備考
		千円			
合 計					

(注)

- 「資金使途」には、整備する機械又は施設の一般的な名称を記入すること。
- 「資金種類」には、自己資金、制度資金（資金名を併記）その他の区分を記入すること。
- 「金額」には、補助金等の助成措置がある場合には、括弧書で外数として記入すること。
- 「償還条件等」には、償還期間（据置期間を含む。）及び据置期間を記入すること。
- 「実施時期」には、機械又は施設を導入する年月を記入すること。

3 その他

--

注 導入指針に土壌の性質を改善するために実施することが必要な措置に関する事項が定められている場合は、当該措置の具体的な内容、実施方法等を記入すること。

[添付資料]

- 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の位置を判別することができる地図（各ほ場で栽培する作物名が分かるもの）
- 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壌診断結



認定番号 第 号

持続性の高い農業生産方式の導入に関する
計画認定証

氏 名

住 所

対象作物

認定期限

平成 年 月 日付けで認定申請のあった持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画について、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）第 4 条第 3 項（第 5 条第 3 項）の規定に基づき、認定します。

平成 年 月 日

富山県知事

印

(別紙様式第4号)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画実施状況報告書

平成 年 月 日

富山県知事 殿

住 所

(法人にあっては事務所の所在地)

氏 名

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

生年月日

(法人にあってはその設立年月日)

認定番号

号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第9条の規定に基づき、導入計画の実施状況を報告します。

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の実施状況
(平成 年度)

1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する実績

(1) 農業経営の概況

	水田	普通畑	樹園地	その他	合計
経営面積	a	a	a	a	a
労働力	農業従事者 男 人 (うち専従者 人) 女 人 (うち専従者 人)				

注 「経営面積」には、借入地面積及び受託地面積を含む。

(2) 作物別生産方式導入状況(実績)

		現状値	当年の目標値	目標年の目標値
生産方式導入作物		a	a	a
		a	a	a
		a	a	a
		a	a	a
		a	a	a
		a	a	a
小計		a	a	a
		a	a	a
その他作物		a	a	a
		a	a	a
合計		a	a	a

(注)

- 1 「生産方式導入作物」の上段には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の合計を記入すること。
- 2 「現状値」は、当年の面積を記入する。
- 3 「当年の目標値」および「目標年の目標値」は、計画認定申請書の目標値を記入すること。
- 4 「その他作物」には、持続性の高い農業生産方式を導入しない農作物の作付面積の合計を記入すること。

(3) 生産方式の内容（実績）

作物名	収量	現行の生産方式と導入する生産方式の内容	資材の使用の量・回数
	kg/10a	有機質資材施用技術	t/10a kgN/10a
		化学肥料低減技術	kgN/10a
		化学農薬低減技術	回
	kg/10a	有機質資材施用技術	t/10a kgN/10a
		化学肥料低減技術	kgN/10a
		化学農薬低減技術	回
	kg/10a	有機質資材施用技術	t/10a kgN/10a
		化学肥料低減技術	kgN/10a
		化学農薬低減技術	回

(注)

- 1 「収量」については、現状値を記入すること。
- 2 「有機質資材施用技術」、「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」は、それぞれ、法第2条第1号、第2号及び第3号に規定する技術をいう。
- 3 「有機質資材施用技術」には、堆肥等の有機質資材の施用時期、施用方法、C/N比等を記入すること。また、土壌診断の実施時期についても併せて記入すること。
- 4 「化学肥料低減技術」には、導入する技術の具体的な内容、施用する肥料等を記入すること。
- 5 「化学農薬低減技術」には、導入する技術の具体的な内容、実施時期・実施方法等を記入すること。
- 6 「資材の使用の量・回数」には、以下について記入すること。なお、括弧内には現行の生産方式における使用の量及び回数を記入すること。
 - ①有機質資材施用技術においては、1作当たりの施用量及び窒素投入量
 - ②化学肥料低減技術においては、1作当たりの化学肥料由来の窒素総投入量
 - ③化学農薬低減技術においては、1作当たりの農薬の使用回数の合計

2 1の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項

(1) 堆肥利用（実績）

	堆肥等有機質資材の種類	自給	購入	備考
現状		t	t	

(注)

- 1 「堆肥等有機質資材の種類」には、有機質資材の一般的な名称（例：牛ふんおがくず堆肥）を記入すること。
- 2 「備考」には、有機質資材の入手先、主な原料等を記入すること。

(2) 機械・施設整備状況（実績）

現 状	
種類・能力	台数

注 資金活用した機械について記載

「種類・能力」には、機械・施設の一般的な名称（例：トラクター）及びその能力の程度（馬力、植付け条数等）を記入すること。

(3) 資金調達状況（実績）

資金使途	資金種類	金額	償還条件等	実施時期	備考
		千円			
合 計					

(注)

- 1 「資金使途」には、整備する機械又は施設の一般的な名称を記入すること。
- 2 「資金種類」には、自己資金、制度資金（資金名を併記）その他の区分を記入すること。
- 3 「金額」には、補助金等の助成措置がある場合には、括弧書で外数として記入すること。
- 4 「償還条件等」には、償還期間（据置期間を含む。）及び据置期間を記入すること。
- 5 「実施時期」には、機械又は施設を導入する年月を記入すること。

3 目標に達成していない場合は、理由とその対応策について記入

(別紙様式第5号)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画終了申請書

平成 年 月 日

富山県知事 殿

住 所
(法人にあっては事務所の所在地)

氏 名 印
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

生年月日
(法人にあってはその設立年月日)

平成 年 月 日付け認定番号第 号で認定された持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画については、自己都合により終了します。

※ 理由等が記入可能であれば記載。

(別紙様式第6号)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定取り消し通知書

番 号
平成 年 月 日

殿

富山県知事

平成 年 月 日付け認定番号第 号で認定した持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画については、下記の理由により、認定を取り消します。

記

【取り消しの理由】

(別紙様式第7号)

団体届出書

平成 年 月 日

富山県知事 殿

団体の名称
代表者の職・氏名 印

富山県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領第3条の1の規定に基づき、申請書類を添えて下記のとおり、団体の届出をします。

記

1 団体の概要

1 団体の名称	
2 構成員数	
3 代表者の職・氏名	
4 代表者住所 (又は団体の事務局住所)	
5 電話番号	
6 生産方式導入作物・作型	

2 構成員一覧

別紙のとおり

(注)

- 1 構成員一覧は、協業組織用(別紙1)と生産組合等用(別紙2)があるので注意すること
- 2 最新の団体規約(写)並びに構成員名簿を添付すること

別紙2：構成員一覧【生産組合等用】

【区分】新規・変更・再認定	認定予定番号	氏名	住所	認定農業者(注1)の有無	生年月日または設立年月日	経営面積(a)	認定対象作物	対象作物作付面積(a) ○は目標年	持続性の高い農業生産方式の内容																生産方式導入作物の農業所得目標(千円)	堆肥利用計画(t)		目標年度	農業改良資金利用希望の有無 (注2)	(備考)その他特記事項			
									有機質資材施用技術			化学肥料低減技術(内容)				化学合成農薬低減技術(内容)										化学合成農薬使用回数 (1作当たり回/10a)	導入前				導入後		
									技術区分			技術区分				技術区分																導入前	導入後
									堆肥	緑肥	資材名等	堆肥等の施用量 (1作当たりt/10a)	局所	肥効	有機	資材名等	化学肥料由来の窒素投入量 (1作当たり kgN/10a)	導入前	導入後	機械	動物	生物	対抗	被覆									
以下略																																	

(注)

- 1 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者のこと
- 2 農業改良資金の利用を希望される者は、別紙様式第1号の「2 1の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項」を添付すること

(別紙様式第8号)

エコファーマーマーク使用希望添付書類

1 エコファーマーマークの使用概要

使用者の氏名 (又は団体名 注1)		
エコファーマー認定番号 (変更・再認定の場合のみ記載)		
農作物名		
出荷期間		
マーク使用予定資材 及び量 (年間使用想定量)	ダンボール (個)	
	F G等包装資材 (枚)	
	シール (枚)	
	(枚)	
備考 (名刺、ラップンを作成する場合はその旨を明記)		

注1: 団体がマークの使用を希望する場合は、団体規約(写)並びに構成員名簿を添付すること

2 エコファーマーマーク使用状況報告 (注2)

農作物名		
マーク使用資材 及び量 (総使用量)	ダンボール (個)	
	F G等包装資材 (枚)	
	シール (枚)	
	(枚)	

注2: 既にマークを使用している場合に記載すること

3 包装資材等に使用するマークのデザイン案

--

※ デザイン案は別紙でも可